

とちぎ社労士 No.94



平成21年度栃木県社会保険労務士会通常総会が行われました。

- ★平成21年度 通常総会が開催されました
- ★三役からのひとこと
- ★新体制での会務がスタートしました
- ★会員からの投稿特集
- ★連合会の「年金相談センターの受託」及び「街角の年金相談センター構想」について
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記



発 行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <http://tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤 沼 清 市

平成21年度 通常総会が開催されました

栃木県社会保険労務士会の平成21年度通常総会が6月19日鹿沼市の『ウェルサンピア栃木』で開催されました。今年度は、会員の皆様のアクセスのしやすさ等を考慮し、こちらの会場を選定致しました。

議長団には、保坂武次会員、伊藤準二会員（ともに県央支部）が選任されました。

第1号議案（平成20年度事業報告承認に関する件）と第2号議案（平成20年度決算報告承認に関する件）とは関連事項であり、一括審議がなされました。質疑応答後、賛成多数で承認されました。

第3号議案（平成21年度事業計画（案）承認に関する件）、第4号議案（平成21年度収支予算（案）承認に関する件）も関連事項であるため一括審議がなされ、質疑応答後、賛成多数で承認されました。

第5号議案（会則改正（案）について）は、特定商取引法改正に伴い、会則に報酬等の明示、不当勧誘等の禁止を付け加えた案が執行部より提示され、賛成多数により承認されました。

第6号議案（任期満了に伴う役員改選に関する件）では、各支部より推薦された以下の理事、監事候補が役員として承認されました。

第7号議案（全国社会保険労務士会連合会総会に出席する代議員の選出に関する件）では、例年通り副会長、専務理事が出席することに決定しました。



承認された理事

(県央支部)	近能 明正	小玉 高史	鈴木 悦子	永島 要吉
	森田 晃光	矢野 機	脇 登志子	
(県南支部)	須藤 忠良	藤沼 清市	松浦 良雄	
(県西支部)	杵渕 徹	齋藤 智	岡安 徹雄	
(県北支部)	斎藤 学	沼尾 和夫		

承認された監事

(県央支部)	小梅 雄信
(県南支部)	田邊 勇輝

また、理事会が開催され、新理事による会長・副会長の互選及び専務理事の指名が行なわれ、次のように決定しました。

会 長	藤沼 清市
副 会 長	脇 登志子
専務理事	森田 晃光



三役からのひとこと



会長 藤沼清市

① 前期終えての感想

心の準備もないままに、全く予期せぬ「会長」を引き受けることになっていました。何より、私で良いのか？私でできるのか？を自問自答した記憶があります。

振り返れば、年金記録問題が勃発した中への船出となりました。年金問題も多くが未解決のところへ、世界同時不況で雇用問題が追い打ちをかける中、多忙ながら県会役員並びに会員の皆様のご協力とご支援をいただき、社労士制定40周年記念事業をはじめ、各種の事業を遂行できましたことに深く感謝を申し上げます。

② 再任されての感想、抱負

この度、再登板をお引受けすることになりました。1期2年間で過ぎましたが、一息つく暇などないものと自覚しております。景気低迷も長期化の兆しが懸念されており、それに伴う諸問題への対応。日本年金機構の発足など、私たち社労士を取り巻く環境もさらに変化することが予想されます。降りかかる様々な課題には的確に対処して行くつもりでいます。特に連合会・関係行政機関には、目先ではなく将来を見据えた対応をして参りたいと考えています。

③ 会員に望むこと

景気低迷の中、雇用不安・事業所閉鎖等、事業主も労働者もその家族も苦境に立たされる状況が続いています。社労士は、人の一生の生活に係わる士業と言っても過言ではありません。常に研鑽を積み、その英知を結集して雇用・労働問題等、労働・社会保障の諸問題の解決・改善に尽力されることを望んでおります。

④ 行政庁へのスタンスは？

我々は、行政庁のために存在しているわけではありません。行政庁に対しては県会として協力可能な範囲で協力すべきであって、決して下請けとなるようなことは一切するつもりはありません。行政庁とは、互いの立場を理解し、我々社労士から見て（国民の目から見て）、理不尽なものには「物申す」存在になるべきです。

行政庁は、国民サービスの最大の機関なのですから。

⑤ 最後に一言

県会役員・職員も一丸となって会務にあたっています。今後とも会員の皆様のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、県会へのご意見・ご要望等は、お気軽にお寄せ願えれば幸いに存じます。



副会長 脇 登志子

① 前期終えての感想

過ぎてしまえば、あっという間の2年間でした。この間、労働契約法の制定やパート労働法の改正等があり、それに伴い社労士会での労働契約委託事業がはじまり、急遽セミナー等を開催するなどばたばたとしていたと思います。また社会保険労務士制

度創設40周年という記念すべき年にもあたり、何十年と第一線で活躍されている先輩諸先生方にお会いし、自分の未熟さを痛感した年でもありました。

② 再任されての感想、抱負

前期は、会長・専務理事をはじめ理事の先生方の足を引っ張らないようにと思って、会の仕事をしていましたが、今期も同様です。去年は、協会けんぽ、後期高齢者医療制度の発足、来年1月からは年金機構の発足等、社労士と関係行政機関等との折衝など会員の先生方のために会の仕事をしていきたいと思います。

③ 会員に望むこと

社会保険庁の解体等、私が社労士になった頃と比べると信じられないようなことが起こっています。世界中が不況の中で派遣切り、リストラ、会社廃業など、それに伴い手続業務、助成金手続等社労士の役目が多くなってきています。法律も時代にあわせて常に改正が行われています。世の動きに取り残されないように、そして1番は顧客のために、研修会に数多く出席し、ともに研鑽を積んでいきたいと思います。

④ 行政庁へのスタンスは？

各行政庁とは、おもねるのではなく、かといって敵対するのではなく、今までの歴代の執行部の方針と同じです。法律の改正があったときなど、各行政庁に講師をお願いしますし、協力を求められたときは、会員数の少ない栃木県としては、受けてしまって身動きが取れない状態になってしまうのではないかと、会員のためになるものなのか、理事会で意見を出し合いその都度検討しています。

⑤ 最後に一言

適任の方は他にもたくさんいらっしゃると思いますのに、また理事として選ばれ、副会長として再任されましたことに感謝しております。今期も会長・専務理事・各理事の先生方とともに、会員の先生方のために、また社会保険労務士の向上のために会の仕事をしていきたいと思っています。



専務理事 森 田 晃 光

① 前期終えての感想

2年前は年金問題の嵐が吹き荒れており、就任早々、年金記録問題地方第三者委員会への委員等の推薦、社会保険出張相談への会員派遣等への対応に追われたことが強く印象に残っています。長かったような短かったような、手探りの2年間でした。

② 再任されての感想、抱負

また2年間務めなければならないのか…というのが正直な感想です。しかし、務める以上は責任を全うするよう、新たな気持ちで取り組んでまいります。

③ 会員に望むこと

会は会員の皆様が納める会費によって成り立っています。皆様のための会ですので、研修会や総会にぜひ積極的にご出席いただき、ご意見・ご要望をお寄せいただければ幸いです。

④ 行政庁へのスタンスは？

行政には行政の立場と領分があり、会には会の立場と領分があります。このことを踏まえつつ、対等の立場で、是々非々で対応。

⑤ 最後に一言

また2年間よろしくお願いいたします。

新体制での会務がスタートしました

新体制での初めての理事会が6月26日(金)社労士会館にて開催されました。

「県内 4 支部長委嘱に関する件」で支部長が決定され、後日、支部長により支部役員が選任されました。

県下各支部役員

支部名	役 職	氏 名	支部名	役 職	氏 名
県 央	支 部 長	永 島 要 吉	県 南	支 部 長	須 藤 忠 良
	副支部長	矢 野 機		副支部長	松 浦 良 雄
	幹 事	近 能 明 正		幹 事	岩 田 伸 夫
	〃	小 玉 高 史		〃	柏 田 雅 幸
	〃	高 橋 克 佳			
県 西	〃	池 田 功	県 北		
	支 部 長	杵 渕 徹		支 部 長	沼 尾 和 夫
	副支部長	齋 藤 智		副支部長	戸 村 信 幸
	幹 事	岡 安 徹 雄		幹 事	三 井 正 孝
	〃	森 英 史		〃	室 井 隆 司
	〃	田 村 桂 介			

「各常設委員会委嘱に関する件」で各委員会委員が以下のように決定いたしました。

総務委員会	委 員 長	松 浦 良 雄	広報委員会	委 員 長	小 玉 高 史
	副委員長	沼 尾 和 夫		副委員長	杵 渕 徹
	委 員	岡 安 徹 雄		委 員	近 能 明 正
事業委員会	委 員 長	齋 藤 学		委 員	矢 野 機
	副委員長	齋 藤 智			
	委 員	永 島 要 吉			
	委 員	須 藤 忠 良			
	委 員	鈴 木 悦 子			

「綱紀委員会委員の委嘱に関する件」で理事会から 3 名、各支部 1 名ずつ一般会員から綱紀委員が選任され、綱紀委員会が以下のように決定いたしました。

綱紀委員会 委 員	齋藤 智・須藤 忠良・矢野 機・高橋 克佳 岩田 伸夫・田村 桂介・三井 正孝
--------------	--

8月3日に開催される綱紀委員会で委員長、副委員長が選任される予定です。

7 月 6 日に行われた事業委員会で平成21年度の研修会の予定が以下のように決定いたしました。

研修計画

- 座談会及び基礎実務研修会 11：00～15：30 社労士会館
8 月11日(火)
- 社会保険労務士実務研修会（原則 5 回連続参加） 13：30～17：00 社労士会館
第一回 8 月25日(火) 第四回 11月11日(水)
第二回 9 月 9 日(水) 第五回 12月 9 日(水)
第三回 10月14日(木)
- 安全管理研修会 13：30～17：00
11月27日(金)



会員からの投稿特集

「人生の決断…」

(県北支部 大 江 宣 武)

人生も59年も送っていると、さまざまな事に会うものである。良いことはあまりなく、悪いことの方が多思う。今回、この原稿を書くに至ったのはあることが原因になっている。

それは、去る3月20日（春分の日）のことである。私の母（84歳）が早朝から腹痛を訴え、病院の手配をした。しかし、当日は国民の休日で病院は休みである。当番医に雇うことになった。レントゲンを撮って、病状の重大さを知ることとなる。当日の当番医では処置できず、地域の拠点病院もたらい回しにあうが、何とかその拠点病院の1つに診てもらうことが出来た。しかし、容態は一向に良くなることはなく、さらに悪化をしていくばかりだった。そこで、はじめて、病名を知らされる。「大動脈瘤破裂」。一刻の時間の猶予も許されない状況。担当医師から大変危険な状況で、大病院で手術しなければ「死」ということもあると告げられる。さらに、その地域の拠点病院で最期を迎えるのか？それとも大病院で手術するのかを決断を迫られたのである。その際救急車では間に合わないの、ヘリコプター（防災用ヘリ・当時栃木県はドクターヘリがなかった。現在先の県議会で可決された）を要請するが良いかとの事である。

そのとき自分は、多額の費用がかかることになるのではないかと思い、即時に決断できず、一瞬躊躇したが、迷うことなく要請を依頼した。ヘリは救急車で1時間以上かかるところを、約18分で大病院のグラウンドに着陸した。その甲斐あって、手術は無事成功し、2週間という短い入院期間で退院することが出来た。現在体力の回復を行なっているが、驚異的な回復力で、自分で近くの銀行等にも行けるようになった。

今は平穏な毎日になっているが、人生はいつ何時人生の一大一番で決断を迫られることがあるかも知れないのである。私たち社会保険労務士は毎日“労務管理”の仕事を通して、「決断」ということをいやでもせざるを得ないのである。毎日毎時毎秒が「決断」である。常にこのことを肝に銘じながら、生活していかなければならない。“決断力”を養い、一層の磨きをかけなければならない。社労士とはなんと過酷な商売なのであろうか…。若い社労士さんは日々精進して仕事に当たらなければならない。

あなたは「年金マスター」、

それとも「年金ママさん」

(県西支部 杵 渕 徹)

今まで名前すら覚えてもらえなかったご主人様から、名前を呼んでもらうどころか、「よしよし、いい子いい子」と頭を撫でてもらって、うれしくて舞い上がってしまい、指示されてもいないのにボールを拾ってきて、尻尾をフリフリしている健気な犬……。

「月刊社会保険労務士 4 月号」に掲載された「新たな年金相談体制の構築について」という妄想を読んだ、私の個人的なイメージです。『『対面による相談対応』が『国民の安心』を得るためには不可欠』な事は私も同感ですが、それを『街角の年金相談センター』構想』まで飛躍させることができるのは、妄想のなせる業です。昨年の 1 月号で“街角の社会保険支援センター”という妄想が発表されたときにも驚きましたが、その後何の音沙汰もなく“やれやれ”と安堵していた矢先に、妄想第 2 弾です。何で社会保険労務士会が「街角の年金相談センター」を運営・経営しなければならないのか理解できません。優秀な会員と潤沢な資金を持つ大規模会ならば可能かもしれませんが、ほとんどの中・小規模会が無期限に運営・経営し続けることができるとは思いません。間違いなく“破綻”します。何をどう考えると、こんな妄想が出てくるのでしょうか。

連合会と各単会との関係は親会社と子会社ではありませんし、各単会と各会員との関係は事業主と従業員ではありません。例えば、窓口を 3 ヶ所設けて 1 ヶ月に 20 日間開催するとしますと、1 ヶ月で延べ 60 人の会員が必要となります。窓口以外でも受付を担当する会員、後方で支援する会員も必要ですから、1 ヶ月で 100 人近い会員の協力が必要になります。300 人に満たない栃木会で毎月毎月この人数を供給し続ける事が難しい事は明らかです。そんな体力はありません。不可能です。間違いなく“破綻”します。それがわかっていて、進む事を“無謀”といいます。“破綻”することが明らかな事を連合会は強制できるのでしょうか。これは単に私たち社会保険労務士だけの問題ではなく、結果として国民の皆さんに多大な迷惑をかけてしまう背信行為です。

私は個人事業主です。「街角の年金相談センター」の非常勤職員になるために社会保険労務士になったわけではありません。公務員の皆さんに代わって、行政窓口に座って「裁定請求書」や「資格取得届」などを受け付けるために社会保険労務士になったわけではありません。国民の皆さんに代わって「裁定請求書」や「資格取得届」などを作成して、行政窓口で手続きすることを“業”とするために社会保険労務士になったのです。それが、私たち社会保険労務士が存在する“目的と使命”だと思っています。何でわざわざ自ら厚生労働省や社会保険庁の“出先機関”になることに喜びを感じなければならないのですか。連合会が考えている事は、本当に不思議です。繰り返しますが、社会保険労務士は個人事業主です。

また、「年金マスター」とは何ですか。「スナック・年金」の「マスター」で、「年金マスター」ですか。それでは、「年金ママさん」も必要ですか。これは社会保険労務士の自己否定・自己矛盾ではありませんか。散々「社会保険労務士は年金のプロ」と宣伝していたのはウソですか。「年金のプロ」ではなかったのですか。「連合会が『年金マスター』と認定する」との事ですが、わざわざ「年金マスター」などに認定していただかなくても今まで通り、年金相談に応じ、裁定請求手続をすれば事足ります。

私たち社会保険労務士は、社会保険労務士という立場から出来る限りの協力をするべきだと思いますが、「街角の年金相談センター」を運営・経営することは、国民の皆さんのためにも、私たちのためにもなりません。連合会の役割は、私たち会員が行政の窓口で仕事がしやすいように、行政とやり取りする事が最も大切な任務だと思います。行政窓口に座れる場所を確保してもらう事など、誰も望んでいません。都道府県ごとで取扱いや添付書類などが異なっていると、県境で仕事している者にとって非常に厄介です。不都合が生じて、例えば栃木県会が、群馬県や茨城県の担当課とやり取りする事は出来ません。そんなときに頼りにしたいのが連合会ではありませんか。頼りにしたいと思ったのに、当の連合会が妄想に取り付かれていては困ります。

連合会が、会員のために存在する連合会である事を、切に祈っています。

連合会の「年金相談センターの受託」及び 「街角の年金相談センター構想」について

連合会では、平成22年1月の日本年金機構発足時に、現在社会保険庁が全国51ヶ所（全国27都道府県）に開設している年金相談センターの業務を、社会保険労務士会で受託する準備を進めています。

また、厚生労働大臣に対して、平成22年4月から全国47都道府県すべてに街角の年金相談センター（本店）を設置するとともに、都道府県内各地に街角の年金相談センター（支店）を設置することに対する理解と予算措置を要請しました。

〈「街角の年金相談センター」の概要〉

年金の被保険者、受給権者を対象に次の業務を行う。

- ① 年金に関する各種相談（年金加入記録の確認、受給資格要件、年金見込み額）

（各都道府県の本店ではウィンドウ・マシンでの作業も含む）

- ② 裁定請求等申請書類の確認、作成、取次

- ③ 「ねんきん定期便」等の確認、回答書類の作成、指導等

相談者からは料金を徴収せず、日本年金機構との委託契約による委託料で運営する。

相談者に対応する社会保険労務士は、「年金マスター研修」を修了した社会保険労務士とする。

この件について理事会で審議した結果、当会は下記の理由により反対するとの結論に達し、連合会長及び厚生労働大臣へ文書を送付致しました。（会員の皆様には、平成21年5月19日付栃社労発第17号にてお知らせしております。）

- ・窓口装置の操作や裁定請求書の受付等は行政が行うべき業務であり、社会保険労務士が行う業務ではない。
- ・社会保険労務士法の定める社会保険労務士会の目的（会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと）に反するものである。
- ・業務を受託すれば、行政機関等の一部に組み込まれることになる。
- ・行政機関から報酬を得ることにより、審査請求等が行いにくくなる。
- ・年金問題は社会保険庁のずさんな業務が原因であり、行政が責任を持って解決すべき問題である。社会保険労務士会が行政等の出先機関となって社会保険庁の尻拭いを行うべきではない。
- ・栃木県会の会員数では対応できない。
- ・社会保険労務士会を天下り先にすることを見越したものと思われ、天下り先作りに貢献することはすべきではない。

